

地域密着型通所介護モモ大安重要事項説明書

<p>利 用 日 : 月曜日～土曜日(12月31日から1月3日を除く)</p> <p>サービス提供時間 : 9時15分から16時30分</p> <p>通常事業実施地域 いなべ市 (送迎範囲に関してはお問い合わせください)</p> <p>施 設 概 要 デイサービス室 69.30㎡ 定員: 15名 相談1名、看護職員2名(兼務2名)、介護職員4名(常勤・勤) 機能訓練指導員2名(兼務)</p> <p>サービスの方針</p>	<p>通所介護の提供にあたっては、その利用者の通所介護計画をたて、それに基づき機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。</p> <p>なお、通所介護計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により必要に応じて変更します。</p>
<p>※利用者の心身の状況に応じた適切な方法によりサービスを提供します</p> <p>※8時30分～お迎え、12時00分昼食、15時00分おやつ、16時30分ご帰宅</p> <p>食事: 食事準備、摂取の介助、後片付け、家庭的な料理の提供、口腔ケアなど</p> <p>入浴: 衣類の着脱介助、身体の清拭、洗髪、洗身、入浴の介助など</p> <p>送迎: 移動、移乗の介助、車椅子による送迎など</p> <p>機能訓練: 個別リハビリ、嚥下・呼吸訓練、体操など日常生活動作に重点をおく</p> <p>看護・医療処置等: 居宅介護支援事業所からの介護サービス計画に基づいて対応</p> <p>健康管理: 体温や血圧、脈拍、体重の測定など看護職員による健康の管理</p> <p>レクリエーション: 行事活動・事業所外活動など</p> <p>相談: 利用者及びその家族の日常生活おける心身上、介護に関する相談、助言</p> <p>その他: 利用者及びご家族等のご要望には、相談の上、お応えいたします</p>	
<p>サービスの提供にあたって</p>	<p>1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当施設にお知らせください。</p> <p>2. 要介護認定が行われていない場合、当該利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助をいたします。</p> <p>3. 地域密着型通所介護に対するサービス提供に関する従業者への具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。</p>
<p>相談・要望 苦情などの 窓口</p>	<p>デイサービス事業に関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者、又は下記の窓口までお申し出ください。</p> <p>★サービス相談窓口 ○島村 真美 ○太田 かおり</p> <p>電話番号: 0594-87-0026</p> <p>受付時間: 月曜日～土曜日(年末年始を除く) 午前9:00～午後5:00</p> <p>●公的機関(担当窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いなべ市介護保険課 0594(86)7820 ・ 三重県国民健康保険団体連合会 059(222)4165 ・ 福祉サービス適正化委員会 059(224)8111

守秘義務	<p>当地域密着型通所介護事業所の通所介護従業者その他の従業者においても、その業務上知りえた利用者又は家族の秘密の保持を従業者でなくなった後も義務づけています。</p> <p>サービス担当者会議等において利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、文書により同意を得るものとします。</p>
災害非常時対策	<p>災害時の対応は別途定める（地域密着型特別養護老人ホームもも大安）の消防計画、避難訓練、防災計画に則り対応いたします。</p>
業務継続計画の策定に関して	<p>1. 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。</p> <p>2. 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。</p> <p>3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。</p>
身体拘束の禁止	<p>1. 事業者は、利用者に対する身体の拘束その他行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。</p> <p>2. 従業者は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとします。</p>
ハラスメントに関して	<p>従業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、従業者に対する次に示すハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。</p> <p>① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む） （パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）</p> <p>② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為 （パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）</p> <p>③ 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ （セクシャルハラスメント）</p>
サービス提供の際の禁止行為	<p>従業者は、サービスの提供にあたって、次に挙げる行為は行いません。</p> <p>① 利用者もしくはその家族等からの金品等の授受</p> <p>② 利用者の家族に対する地域密着型通所介護サービスの提供</p> <p>③ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動</p> <p>④ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為</p>
サービス利用にあたっての禁止事項	<p>利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。</p> <p>① 従業者に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為</p> <p>② カスタマーハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為</p> <p>③ サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音等を無断で行い、それらをSNS等に掲載すること</p>

<p>利用料金 令和6年 6月現在</p>	<p>1. 介護保険適応（1単位10.14円）</p> <table border="1" data-bbox="391 219 1508 604"> <thead> <tr> <th>介護度</th> <th>利用時間（7－8時間）</th> <th>利用料金/回（昼食込目安） 加算の状況により変更有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>753単位</td> <td>1,467円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>890単位</td> <td>1,618円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>1032単位</td> <td>1,775円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>1172単位</td> <td>1,930円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>1312単位</td> <td>2,084円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 加算</p> <table border="1" data-bbox="414 649 1500 840"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入浴加算 I</td> <td>40単位</td> </tr> <tr> <td>サービス提供体制強化加算 II</td> <td>18単位</td> </tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算 II</td> <td>9.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*昼食費 570円（おやつ代込み）</p> <p>3. 介護サービス提供時間に前後してのご利用 15分250円</p> <p>4. 事業実施地域以外の送迎にかかる交通費 事業実施地域を超えたところから、1kmにつき30円</p> <p>*介護保険法令の改正に基づき法定利用料金の変更がありますので、ご了承下さい。</p> <p>◎介護保険適応の場合でも、保険料の滞納などにより保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦料金を立替払いしていただきサービス提供証明を発行いたしますので、後日、各市町村の介護保険担当窓口へ提出して差額の払い戻しを受けることができます。</p>	介護度	利用時間（7－8時間）	利用料金/回（昼食込目安） 加算の状況により変更有	要介護1	753単位	1,467円	要介護2	890単位	1,618円	要介護3	1032単位	1,775円	要介護4	1172単位	1,930円	要介護5	1312単位	2,084円	項目	単位	入浴加算 I	40単位	サービス提供体制強化加算 II	18単位	介護職員等処遇改善加算 II	9.0%
介護度	利用時間（7－8時間）	利用料金/回（昼食込目安） 加算の状況により変更有																									
要介護1	753単位	1,467円																									
要介護2	890単位	1,618円																									
要介護3	1032単位	1,775円																									
要介護4	1172単位	1,930円																									
要介護5	1312単位	2,084円																									
項目	単位																										
入浴加算 I	40単位																										
サービス提供体制強化加算 II	18単位																										
介護職員等処遇改善加算 II	9.0%																										
<p>お支払い</p>	<p>通所介護サービス提供にかかる料金は、サービス終了後の月末締めとし、ご利用期間分の合計金額を以下の方法にてお支払いいただきます。</p> <p>① 現金でのお支払い 利用月の翌月15日までに、サービスの提供内容、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書・請求書を作成してお渡ししますので、請求月の月末までに現金にてお支払いください。</p> <p>② 指定口座への振り込み</p> <p>③ 指定預金口座より引き落としでのお支払い 事前にお申しいただいた預金口座より、利用月の翌月27日に引き落としします。引き落とし確認後に領収書を発行し、お渡しします。</p> <p>* 引き落としの場合、ご利用終了後も2か月間はお申込みされた口座を維持していただくよう、宜しくお願いいたします。</p>																										
<p>事故発生時の対応</p>	<p>サービス提供により事故が発生した場合には、市町・家族・居宅介護支援事業所等への連絡等などの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、損害賠償を速やかに行います。</p>																										
<p>損害保険</p>	<p>損害補償責任保険加入 損害保険ジャパン株式会社 総合賠償責任保険</p>																										

緊急時の 対応	体調の変化等、緊急の場合は下記に定める連絡先に連絡をいたします。		
	家 族	氏 名	(続柄：)
		住 所	
		電話番号	携帯電話
	主 治 医	施設名	医師名
		住 所	
		電話番号	
個人情報使用 に関して	<p>1. 使用する目的 介護保険法に関する法令に従い、利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所等との連携調整、主治医や市町村等の保険・医療・福祉サービスとの連携において必要な場合に用います。</p> <p>2. 利用する事業所の範囲（居宅サービス計画に定められた事業者） モモ大安<通所介護>、居宅介護支援室、指定居宅サービス事業者（居宅サービス計画に記載された事業者）、その他、医療・保険・福祉等の諸機関、行政機関等とします。</p> <p>3. 使用する期間 契約期間</p> <p>4. 条 件 個人情報の提供は必要最小限の範囲内とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払います。個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。</p>		